

（別紙）

平成 19 年（ネ）第 185 号損害賠償等控訴事件

（原審：東京地方裁判所平成 18 年（ワ）第 7583 号損害賠償等請求事件）

尋 問 事 項 （被控訴人（被控訴人 A 氏名））

- 1 EAP 社（報告者 T）に対し、控訴人が、見えない組織に狙われているなどと述べたと報告したか。
- 2 仮に、「見えない組織」などと聞いた事実があれば、同組織について、控訴人は、具体的にどのように話していたか。
- 3（株式会社 A）（人事担当 I）らに対し、控訴人が、見えない組織に狙われているなどと述べたと話したか。
- 4（H 病院）に対し、控訴人が、見えない組織に狙われているなどと述べたと話したか。
- 5 本件ら致以前、控訴人に対し、EAP 社（報告者 T）らに行った報告内容について明らかにし、事実確認をしたか。
- 6 昼夜を問わず、マンションの窓、壁、洗濯機などが叩かれる、住居侵入及び車両侵入の痕跡が連日残される、脅迫言動が行われる、といった客観的証拠の存在する訴えは、医療により解決すべき、また、解決できる問題か。
- 7 上記行為等が連日行われる日常が、社会生活を平穩に過ごせる日常といえるか。
- 8 上記のような映像、音声、コンピュータのログ等に残る客観的事実は妄想か。
- 9 甲 24 等で示された嫌がらせ行為、迷惑行為や犯罪行為の行為主体は「見えない組織」といえるか。

本書面では、公開用として、控訴人（訴えた人）を除き実名等の表示を赤字の括弧書きで変更しています。
人物や団体等の表記はこれまでのレポートと共通です。黒字の部分は提出した控訴状そのままです。

- 10 本件ら致以前，上記のような客観的記録等を確認したか。
- 11 確認を行っていない場合，「息子を思う親」と主張する（被控訴人 A 氏名）が，なぜ確認を行おうとしなかったのか。
- 12 当時の控訴人を妄想状態と断定できた根拠は何か。
- 13 本件ら致前に，控訴人に対し，「入院」という話をしていたか。
- 14 （H 病院）に相談した際，入院を前提とした相談を行ったか。
- 15 本件ら致を，強制入院を目的として行ったか。
- 16 本訴訟に至るまでに，控訴人に対し，自ら行った報告内容や本件拉致の相当性について説明したか。
- 17 控訴人が，本件ら致以前に，（株式会社 A）との間で，嫌がらせ行為や迷惑行為解決のため，復職を目標とし，自己都合休職を取るとの合意を得ていたことを知っていたか。
- 18 控訴人が，本件ら致以前に，警視庁に赴き相談を行っていた，その具体的内容を知っていたか。
- 19 原審において，本件拉致直前の住居侵入様態について。チェーンキー破壊の事実について虚偽を述べたのは何故か。
- 20 本件拉致以前，（株式会社 A）側とは連絡を取っていないとして，控訴人を騙したのは何故か。
- 21 本件拉致以前，（医師 T）が原告宅を訪れた経緯，同人のアドバイス内容，その他一切の事情について，控訴人に対し，虚偽を伝えていたのは何故か。
- 22 本件強制入院中，（医師 K）に診断書の交付を求め，（株式会社 A）に対し提出したか。
- 23 訴外生活妨害行為等が開始される以前，控訴人が帰省した際，
 - (1) 控訴人に対し，賞味期限を 3 年ほど過ぎた飲み物を，新商品としてもらったものと話し，飲むことを勧めたか。

- (2) 控訴人に対し、「女の影があるな。（指で空中に字を書く仕草をしながら）『凶』っていう字が頭に浮かんだから、その女はやめとけ。」等と話したか。
- (3) 当時、控訴人と交際していた訴外女性 A の存在を知っていたか。
- (4) 当時、（被控訴人 A）は抗うつ剤を服用していたか。
- 24 訴外生活妨害行為等が開始された後、控訴人が帰省した際、
- (1) 「女か？女か？」と、女性が原因ではないかと問いただしたか。
- (2) 当時、控訴人と交際していた訴外女性 A の存在を知っていたか。
- 25 控訴人が診断の白紙撤回を伝えた際、息子が病気ではないことを喜ばなかったのはなぜか。
- 26 本訴訟提（原審）起後、控訴人に対し連絡を取り、本件拉致や本件強制入院について、事情説明などを行ったか。
- 27 本訴訟提（原審）起後、一度でも裁判所に足を運んだか。
- 28 今後も、昼夜を問わず、マンションの窓、壁、洗濯機などが叩かれる、住居侵入及び車両侵入の痕跡が連日残される、脅迫言動が行われる、といった行為が連日行われれば、控訴人は、同行為を、嫌がらせ行為、迷惑行為及び犯罪行為として指摘するが、同指摘をする控訴人は異常であり、寝込みを襲って有形力により拉致監禁し、閉鎖病棟に軟禁、投薬すべきと考えるか。
- 29 その他、これらに関連する一切の事項。

以 上